

[事案 2019-46] 解約取消請求

・令和元年9月26日 裁定終了

<事案の概要>

配偶者により解約手続きがされたが、自らは手続きをしていないこと等を理由として、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年1月に契約した組立型保険について、平成31年1月に担当者と配偶者との間で行われた解約手続きは、契約者本人が不在であり、本人に確認がされておらず問題があるので、解約を取り消して、解約前の保険契約が継続していることにしてほしい。

<保険会社の主張>

申立人はあらかじめ申立人配偶者に本契約の解約手続きを委任していたので、解約手続きは有効になされており、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況等を把握するため、申立人、申立人配偶者および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人があらかじめ申立人配偶者に本契約の解約手続きを委任していたことが認められ、本解約手続きにおいて担当者が申立人に対して最終的な確認を行わなかったことが不適切であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。